

## 1 開会

事務局

ただいまから、第264回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、5人の委員全員が出席しておりますので、半数以上の出席を必要とする、個人情報保護条例第50条第2項の定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日審議を予定しております「(仮称)個人情報保護法施行条例(案)」につきましては、情報公開条例第19条の規定に基づき公開での審査となります。

それでは、野呂会長よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### (1) (仮称)個人情報保護法施行条例(案)について【公開】

野呂会長

それでは次第に従って議事を進めて参ります。

本日は、(仮称)個人情報保護法施行条例(案)について、事務局から配付資料等について説明願ひます。

事務局

始めに、8月に実施いたしますパブリックコメントの資料について御説明いたします。お手元にお配りしました『(仮称)個人情報の保護に関する法律施行条例』骨子案について」を御覧ください。前回は施行条例で規定しない内容についても御説明しましたが、今回は施行条例で規定する内容のみを記載しております。それでは資料に沿って御説明いたします。

1、制定の趣旨ですけれども、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体及び地方独立行政法人にも法が適用されることになりました。これを受けて、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する「(仮称)個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。この制度改正の全体像につきましては、個人情報保護委員会作成の資料を参考に添付する予定です。また、どのように変わるのかが分かるように、現行条例と法の主な条文の新旧対照表を添付する予定です。

2、施行条例の主な規定内容。主など書いておりますが、ここに挙げている以外では条例の趣旨と用語の定義くらいになると想定しておりますので、ほぼこれが全てです。(1) 開示請求における手数料の額。県民サービスの維持のため、開示請求時の手数料は無料とします。現行条例では、開示請求時に手数料は徴収せず、開示実施時に開示物の交付を受ける場合には、複写料及び送料を徴収しており、これと同様に規定します。開示物の閲覧のみであれば引き続き無料です。参考の国の取扱いですが、国においては、政令で定めるところにより実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないとされ、開示請求時に300円、電子申請の場合は200円の手数料を徴収し、開示実施時には手数料や複写料は徴収していません。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料の額。制度の説明は注1としてページ下部に記載しております。県においては新設の制度であり、契約手数料の額は実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることとされていますが、国と同額に規定します。国においては、契約手数料の額は21,000円+作成に要する時間1時間当たり3,950円(作成を外部委託する場合は21,000円+委託金額)とし、既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用や既に利用契約を締結した者が利用内容を変更する場合の契約手数料の額は12,600円と定められています。

(3) 開示に係る手続。現行条例独自の手続で、法の規定に反しないものについて、現行どおり規定します。①開示決定の失効期間は、現行条例と同様に、開示決定を受けた者は、開示決定の通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該機関内に当該開示を受けることができないことについて正当な理由があるときは、この限りでない、と規定します。これについて、法では、開示決定を受けた者は、開示決定の通知があった日から30日以内に開示の日時や方法を申し出なければならないと規定されています。正当な理由なく30日以内に申出がなされない場合には、法の規定に基づき開示の実施が打ち切りとなる点は、本県も国の取扱いと同様です。一方で、開示の日時を一旦調整したけれども都合が悪くなって延期されたり、郵送による開示を希望されたけれどもその後料金を送ってこなかったりするケースが考えられますので、90日以内に開示を受けてくださいと催促する根拠として、失効期間の規定を引き続き置くものです。

②開示実施時の本人確認。現行条例と同様に、いわゆるなりすましによる個人情報の漏えいを防止するため、開示実施時にも本人確認することと規定します。

(4) 地方公共団体の内部管理に関する規定。個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えないものについて、現行と同様に規定します。①個人情報保護審査会について、前回の資料では明記しておりませんでした。現行条例で設置している宮城県個人情報保護審査会の設置、組織、守秘義務等について、概ね現行条例と同様に規定します。異なる点として、ただし、現行条例第46条で規定している諮問事項のうち、「審査会に意見を聴いた上で…」という個別の個人情報の取扱いに関して審査会に諮問する規定を残すことは認められないとされています。これが諮問事項から除外されるため、開示決定等に係る審査請求についてだけが諮問事項として残ります。そのような形で現行条例では諸々列挙されているのが消えまして、審査請求についての諮問に関する事項を調査審議するため審査会を置く、という設置規定になりまして、併せて諮問に基づかずに建議することができることを、現行条例と同様に規定します。

②答申の尊重について。開示決定等に係る審査請求について審査会に諮問し、諮問に対する答申があったとき、諮問した実施機関が審査会の開示・非開示等の判断を尊重して裁決を行うことを現行条例と同様に義務付けるものです。

③運用状況の公表について。現行条例と同様に、毎年度、各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表することを規定します。現行では、開示請求等の件数、実施機関別の処理状況、審査請求の状況、審査会の開催状況等を「みやぎの情報公開」として公表しており、これを引き続き行います。

3、今後のスケジュールですが、8月から一箇月間パブリックコメントを実施し、9月に結果を公表します。11月に県議会へ議案を提出し、3月末に現行条例の廃止、4月からは改正法が適用されるとともに、施行条例を施行します。

参考は条例で定めることが認められないとされる事項で、改正後の法は、全国的な共通ルールを規定したもので、法の規定に反しない限り、施行条例で必要最小限度の独自の保護措置のみを定めることができるとされています。施行条例で定めることが認められないとされる事項は次のとおりです、と以下列挙しております。

資料の御説明は以上となりますが、先月の審査会で御質問が2点ございましたので御報告します。まず、訂正請求について、法では開示請求した後でない訂正請求ができない開示請求前置主義になっていますが、前置主義にしないこともできると示されているのではなかったか、それについて何か検討はしていたか、という御質問です。これについて個人情報保護委員会が示していますのが、お手元の「個人情報の保

護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」抜粋で、Q5-8-2法は本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は他の法令の規定により開示を受けたものに限っているところ、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象にすることはできるかとの問いに対して、制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することも可能と答えています。他県の例ですと、神奈川県が現行条例で開示を受けていなくても訂正請求できる建て付けで、法施行条例で現行を維持する方針と答申されているところです。ただ本県では、現行条例でも法と同じく、開示請求を行って開示を受けるか他法令の規定により開示を受けたものに限り、現行の制度から後退するわけではないため、現行維持で問題ないものと考えております。

御質問の2点目は、委任条例と施行条例の言葉の使い方についてです。法律の委任に基づいて定める、委任条例としての性格は持つかとは思いますが、講学上の整理とは別に、実務的なところでは施行条例という名称にするのが通例で、本県の条例で名称に委任条例と付けているものは0件でした。また、個人情報保護委員会から示されている雛形も法施行条例となっておりますので、全国でも施行条例という名称になるものと思われま

す。事務局からの御説明は以上です。よろしくお願いたします。

野呂会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、質問や御意見はございますか。

佐藤委員 手数料について、国の場合は開示請求時に300円の手数料を徴収して、開示実施時には手数料や複写料は徴収していないということですよ。それに対して、県の条例案では開示請求時の手数料は無料として、複写料と送料を徴収するということになっていきますけれど、まずこの複写料というのはいくらなのでしょう

事務局 白黒1枚あたり10円、カラーですと30円です。

佐藤委員 国の場合は複写するしないに関わらず、最初の請求時に300円ということで、その代わり複写料は徴収しないということになっているわけですよ。開示請求する資料の多さに関わってくるのだと思うのですが、国では最大300円で、資料の数が増えても取られないわけですから、請求者からすると負担は少ないのかと思うのですが、どうなのでしょう

事務局 御請求の内容にもよります。1枚2枚だけの場合もあれば、10枚以上の場合もございます。また、閲覧のみなら無料と書いておりますが、閲覧して必要な部分をメモしたり、スマートフォンで写真を撮ったりすることもできますので、無料で済ませたいという場合には来ていただいて写真を撮っていただくことが可能です。

佐藤委員 写真を撮ってもいいのですか。だとすると宮城県の方が請求者の負担は、お金をかけずに色々なものが見られるということですね。そのことは、請求者の方が分かるような条例の内容になっているのですか。

事務局 条例に書くというよりは、こちらで御案内する時に御説明する形になります。

佐藤委員 だとすると、本人がそういうことを経験で知っていれば別ですが、今のお話を聞いて私もそんなことができるんだと思いましたので、知っている人と知らない人で差が出るのではないかと思います。私は閲覧のみであれば写真に撮ったりは当然できないものと思いましたので。そこのところを、恐らく聞かれたらお答えするのでしょうけれど、条例を見ても1枚10円は払わなくてはいけないのだと思って、知らないで複写をお願いすると思うのですよね。知っているかどうかによって差が出てくることがないように条例に、書き方が難しいですけど…条例には普通そういうことを書か

ないですよ。

事務局 開示請求を受付する時に、開示の方法を選択していただくところで、窓口で御案内することになるかと思しますので、条例にというよりは、開示請求の方法の御説明のところで詳しく御案内するのが適切なのかなと。

佐藤委員 イメージ的には、条例でそこまで書くのは見たことがないという気はするので、何らかの方法で必ず請求者に対して伝えるのであれば事実上は障害が出ないと思うのですが、ただ、あり得ることとしては、これを作った時の職員の方々は何年間かで入れ替わって、事務の引き継ぎの時に申し送りはあるのでしょうけれど、長くやっているとそういうことをやる人とやらない人が出てくるので。ルールが無い、規定が無いとそういうことが起こるのではないかとというのが危惧されます。だとすると、施行条例のレベルでは規定しないけれども、例えば規則とかですね、そういう部分で規定しておけば、規則というのは実施機関が定めることになりますから法的拘束力を持ちますので、そうしておけば安心かと思えます。

事務局 個人情報に限らず情報公開の方でも同じ取扱いなのですけれども、様々なお客様がいらっしゃるしまして、分量もかなり差はありますし、請求してくる方もどのくらいの分量があるのかは分からないで、来て初めてというところもあるのですけれども、物を見て閲覧だけすればいいやという方もいれば、どっさり用意してもらったけれどこの1枚2枚だけあればいいやという方もいらっしゃいます。あとは、それぞれ窓口のところで丁寧に御説明いたしますが、事務取扱要綱など下のレベルで定めておきまして、開示の方法について御案内するようにはしております、今のところトラブルも起きておりませんので、御指摘を踏まえて引き続き現場レベルで丁寧に対応してまいりたいと考えております。

佐藤委員 要綱の場合は法的拘束力がないと思うので、万が一AさんとBさんで差が出た、知らないことですごくお金がかかってしまったという場合に、住民の立場からするとどうしようもないということになり得る。そういうことが起きないようにするためには、規則レベルで制定しておくのが県民の立場に立ったらベストではないかと思えます。

事務局 規則ですと、開示請求書の様式は規則で定めることになりますので、開示請求書の様式の中に、記載要領みたいところで書くようにというイメージですと一番、請求者にとっても分かりやすいかなと。あと請求者の方が見やすいものとしては、開示請求書の記載例を、県のホームページとかでも様式と並べて置くような形になると思いますので、記載例の中で、閲覧や写しの交付を選ぶところに写真を撮るのも可能でとかはきちんと書くようにしたいと思います。

佐藤委員 そうですね、様式のところでその情報を記載しておくというのが。様式自体は条例ではなく規則に入るんですね。

事務局 規則に入ります。

佐藤委員 そういう方法を取れるのであれば、それでいいと思います。

事務局 開示請求書の様式も国から雛形を示されていて、それを加工して使うような形にはなるのですけれども、記載要領が詳しく付いている様式例ですので、その中に盛り込むようなイメージかなと。

佐藤委員 もしそれが可能なら、今の私の危惧は解消されますので、いいと思います。

野呂会長 他にございますか。

今日の説明資料というのは、パブリックコメント用の資料でも使うのですか。そうすると、形式的なところですが、1枚目の2(1)の国の取扱いの枠の中の1行目

で、政令に注の1が入っているのですが、欄外の注にはそれが無いのです。

事務局

修正いたします。

野呂会長

あと、パブリックコメントの開始日が決まっていれば教えてもらいたいのですが。

事務局

8月第2週を目標にしております。

野呂会長

8月8日の週のいずれか。

事務局

庁内の手続きがありまして、現時点で何日からとは言えないのですが、8月第2週のなるべく早い日にちから、1箇月間実施したいと考えております。

佐藤委員

パブリックコメントで出てきた意見は、こちらにも出てくるのですか。

事務局

9月の審査会で御報告したいと思います。

佐藤委員

新旧対照表も作るのですよね。案を出すのですからパブリックコメントの前ですよ。

事務局

主な変更点については新旧対照表をお付けします。細かいところについてはあまりお出ししてもと思っております、全部ではないのですけれども、今日御紹介しているような、大きく影響があるところについては御用意する予定です。

事務局

議会の常任委員会でも、施行条例は分かるけれども、そもそも法が改正されて今の条例と主に何が変わるのかが見えないという御指摘を受けておまして、なので今回パブリックコメントのタイミングで、あくまで御意見をいただくのは骨子案本文ですけれども、参考資料として、法改正により現行条例からどういうところが変わるのか、主なポイントを見やすい形で整理した資料も付けようと思っております、今調製中でございます。基本的には法に従うこととなりますので、こう変わるのをおかしいという御意見をここで頂いても、御意見として何うだけになってしまうのですけれども、この機会に周知という部分も含めまして、参考資料として添付したいと考えております。

佐藤委員

それも含めてここにも出てくるのですか。

事務局

参考資料の方はすみません、この間の常任委員会の指摘を受けて作り始めたというところもあって今日はまだ完成しておらず、審査会よりパブリックコメントの方に先に出てしまいますが、載せさせていただきます、今日御用意できればよかったです。

佐藤委員

いえ、新旧対照表が見たいなというだけなので、それはパブリックコメントの時には出されて、意見募集結果の報告の時には資料として一緒に審査会に出てくるということでしょうから、それなら構いません。

野呂会長

他にございますか。

桑村委員

パブリックコメントで使う資料なのでしたら、1枚目の2(1)に現行条例の条項を入れた方がいいかなと思います。現行条例で手数料を徴収しないことと複写料・送料を徴収することの根拠、26条ですか。それ以外では現行条例第何条というのが入っていますので。

事務局

ありがとうございます。

佐藤委員

直接この個人情報保護に関わるものではないのですけれども、もし御存知でしたら教えていただきたいのですが、今回個人情報保護については今までそれぞれの法律や条例に分かれていたのが一本化されたという状況ですけれども。情報公開条例の方は分かれていますよね、まだ。情報公開の問題と個人情報保護の問題は密接に関係していると思いますが、何故個人情報保護の方は一本化して、しかも自治体との関係で重要なのは、共通ルールを定め、上乘せや横出しで条例で定められる範囲が極めて狭められたということだと思うのですね。にも関わらず、情報公開の方はそのままという

のは何か理由があるのですかね。

事務局

個人情報の方は民間と国と地方でばらばらになっているのが、社会のデジタル化が進んでいく中で共通の取扱いを定めて一元化すべきだということがあったのだと思いますが、情報公開の方はそれぞれの判断でやっていくのをあえて統一するということまでの動きは今のところ無いのかなと受け止めております。

佐藤委員

情報公開の場合は自治体に委ねられているわけですね。今の御説明で感覚的には分かるのですが、共通ルールが定められたというのはやはり重要で、情報公開の場合は自治権に委ねている、ところが個人情報の方は今回の改正でそうではなくなりました。情報公開条例でも、個人情報は非開示情報の個人識別情報のところで問題になるわけですね。その辺は自治体に任せておいてというのが、今の御説明ですと、個人情報保護の問題というのは国民の側の権利の問題であって、情報公開の方は行政の側が持っている情報をきちんと開示しなければならないという、そういう目的の違いからこうなったのではないかという風に聞こえたのですけれど。

野呂会長

恐らくですね、今回の個人情報保護法の改正で個人情報に関する自治体の自治立法権が大幅に制約されたというのはおっしゃるとおりで、それ自体がまず憲法上問題があるとは私も思っていて、日弁連の意見書でも指摘していたはずですよ。それは置くとして、何故個人情報について国、独立行政法人、自治体を一本化したかということ、個人情報、個人データというのが企業にとってすごく有益、第二の石油だとか言われているように、大きな資源になっているわけですね。なので自治体ごとに国と違った規律を持っていると、個人情報の使い勝手が悪く、流通しづらくなってしまいうので、それでは困ると。国と同じ規律に統一、共通化しておけば、自治体ごとに異なった扱いということも無くなるので、流通しやすくなるという、どちらかと言えば企業側、個人データを使って商売をしたいという側の動機が強いのかなと。それで、そういう要求は全世界同じなのですから、ヨーロッパの方ではそういう動きに対して、いや個人情報というのはプライバシー権や人間の尊厳に関わる重要な権利なのであまり本人の知らないところで流通されるようなことは避けようということで、GDPRという一般データ保護規則、プライバシー保護のための規則を作って、個人の権利を定めるとともに情報管理者の義務もきつく縛って調整を図るということをやっているのですけれども、日本の場合は今回の改正でも、その辺りは中途半端になっていて、個人データの流通の方を重視したようなことになっているということだと思います。だからそういう中では、個人情報をいかに使うかということに目が行っていますので、情報公開の方なんてはっきり言って関係無いんですよ。ということで相手にされていない、もっと言えば情報公開条例自体はそんなに問題、あると言えばあるのですけれど、今の状態でそんなに不都合はなくて、統一化すると言ってもなかなかメリット、動機が無いのではないかなと。

佐藤委員

よく分かりました。結局はそういうことなのでしょうね。メリットが無いというのが非常に。それこそ憲法92条以下の地方自治の問題に関わってくるのですけれど、国民の権利利益というよりはそれを利用する企業とか、国も私は含まれるのではないかと思いますけれど、そちらにとって使い勝手がいいように共通化されている。ただ歴史的に見ると個人情報保護も情報公開も、自治体の方が先駆けてやって周りの自治体に伝播、普及していった、国の方もそういう制度を設けなければならないという、そういう過程を通過してきた歴史的経緯を考えますと、どうも共通ルールというのは誰のため、というような気がしているものですから。すみません、時間を取って。

野呂会長

他に無ければ、この議事については以上でよろしいでしょうか。では、施行条例案

については以上で審議を終わります。